

---

# 巨大地震に関する検討状況等

---

令和 7 年 2 月 27 日

環境再生・資源循環局 災害廃棄物対策室





# 南海トラフ地震の平時における対策

- 今後10年で達成すべき減災目標（平成26年時点）を達成するための施策を設定
  - ・ 想定される死者数 : 約33万2千人 から 概ね8割以上減少
  - ・ 想定される建築物の全壊棟数 : 約250万棟 から 概ね5割以上減少
- 災害発生時の対応に係る事前の備えとして「災害廃棄物対策」が盛り込まれている

## 南海トラフ地震防災対策推進基本計画の概要

### 第1章 南海トラフ地震に係る地震防災対策の円滑かつ迅速な推進の意義に関する事項

○ 予断を持たずに最悪の被害相を念頭にいた上で、予防対策、応急対策を検討し、着実に推進することをもちて被害の軽減を図ることが重要

### 第2章 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する基本的方針

南海トラフ地震の特徴を踏まえ、国、地方公共団体、地域住民等、様々な主体が連携をとって、計画的かつ速やかに以下1～9の防災対策を推進

**南海トラフ地震の特徴**

① 極めて広域にわたり、強い揺れと巨大な津波が発生	④ ①～③から、その被害は広域かつ甚大
② 津波の到達時間が極めて短い地域が存在	⑤ 想定される最大規模の地震となった場合、被災の範囲は超広域にわたり、これまで想定されてきた地震とは全く異なる様相の被害が発生
③ 時間差を置いて複数の巨大地震が発生する可能性	

1. 各般にわたる甚大な被害への対応	4. 国内外の経済に及ぼす甚大な影響の回避	7. 戦略的な取組の強化
2. 津波からの人命の確保	5. 時間差発生等への対応	8. 訓練等を通じた対策手法の高度化
3. 超広域にわたる被害への対応	6. 外力レベルに応じた対策	9. 科学的知見の蓄積と活用

### 第3章 南海トラフ地震に係る地震防災対策の基本的な施策

第2章の「基本的方針」を踏まえて、以下1～7の施策を実施。併せて、各施策に係る具体的な目標及びその達成期間を設定

減災目標 (今後10年間)	想定される死者数	約33万2千人	から	概ね8割以上減少
	想定される建築物の全壊棟数	約250万棟	から	概ね5割以上減少

- 地震対策**
  - ① 建築物の耐震化
  - ② 火災対策
  - ③ 土砂災害・地盤災害・液状化対策
  - ④ ライフライン・インフラ施設の耐震化等
- 津波対策**
  - ① 津波に強い地域構造の構築
  - ② 安全で確実な避難の確保
- 総合的な防災体制**
  - ① 防災教育・防災訓練の充実
  - ② ボランティアとの連携
  - ③ 総合的な防災力の向上
  - ④ 長周期地震動対策
- 災害発生時の対応に係る事前の備え**
  - ① 災害対応体制の構築
  - ② 救助・救急対策
  - ③ 医療対策
  - ④ 消火活動等
  - ⑤ 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動
  - ⑥ 食料・水、生活必需品等の物資の調達
  - ⑦ 燃料の供給対策
  - ⑧ 避難者等への対応
  - ⑨ 帰宅困難者等への対応
  - ⑩ ライフライン・インフラの復旧対策
  - ⑪ 保健衛生・防疫対策
  - ⑫ 遺体対策
  - ⑬ 災害廃棄物等の処理対策
  - ⑭ 災害情報の収集
  - ⑮ 災害情報の提供
  - ⑯ 社会秩序の確保・安定
  - ⑰ 多様な空間の効果的利用の実現
  - ⑱ 広域連携・支援体制の確立
- 被災地内外における混乱の防止**
  - ① 基幹交通網の確保
  - ② 民間企業等の事業継続性の確保
  - ③ 国及び地方公共団体の業務継続性の確保
- 多様な発生態様への対応**
- 様々な地域的課題への対応**
  - ① 高層ビル、地下街、百貨店、ターミナル駅等の安全確保
  - ② ゼロメートル地帯の安全確保
  - ③ 原子力事業等の安全確保
  - ④ 石油コンビナート地帯及び周辺の安全確保
  - ⑤ 孤立可能性の高い集落への対応
  - ⑥ 沿岸部における地場産業・物流への被害の防止及び軽減
  - ⑦ 文化財の防災対策

### 第4章 南海トラフ地震が発生した場合の災害応急対策の実施に関する基本的方針

発災時には、南海トラフ地震の特徴を踏まえ、以下1～12に留意して災害応急対策を推進

1. 初動体制の確立	7. 膨大な傷病者等への医療活動
2. 迅速な被害情報の把握	8. 物資の絶対的な不足への対応
3. 津波からの緊急避難への対応	9. 膨大な避難者等への対応
4. 原子力事業所等への対応	10. 国内外への適切な情報提供
5. 救助・救急対策、緊急輸送のための交通の確保	11. 施設・設備等の二次災害対策
6. 津波火災対策	12. ライフライン・インフラの復旧対策
	13. 広域応援体制の確立

### 第5章 南海トラフ地震防災対策推進計画の基本となるべき事項

指定行政機関及び指定公共機関が防災業務計画において、関係都府県・市町村地方防災会議が地域防災計画において定める「推進計画」に記載すべき事項

- 地震防災上緊急に整備すべき施設等に関する事項**
  - 建築物・構造物等の耐震化、津波防護施設、津波避難ビル等避難場所、避難経路等整備すべき施設について定め、併せて具体的な目標及びその達成期間を定める
- 津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項**
  - (1) 津波からの防護 [防波堤、水門等の管理、自動化、補強等の推進を定める]
  - (2) 円滑な避難の確保 [地域住民等への情報伝達、避難行動の確保、関係機関のとのべき措置等を定める]
  - (3) 迅速な救助 [消防機関等による救助・救急活動実施体制を定める]
- 関係者との連携協力の確保に関する事項**
  - [資機材、人員等の配備手配、物資の備蓄・調達、帰宅困難者対策等を定める]
- 時間差発生等における円滑な避難の確保等に関する事項**
  - [時間差発生等への対応として後発地震へ備える観点から必要な事項を定める]
- 防災訓練に関する事項**
  - [他機関との共同訓練を行うよう配慮、居住者等の協力・参加等を定める]
- 地震防災上必要な教育及び広報に関する事項**
  - [地震、津波の発災時にとるべき行動、備蓄の確保等を含む教育・広報の実施を定める]
- 津波避難対策緊急事業計画の基本となるべき事項**
  - 国庫負担の嵩上げが適用される津波避難対策緊急事業についての基本となるべき事項として、津波避難対策の推進に関する基本的な方針及び対策の目標・達成期間を定める

### 第6章 南海トラフ地震防災対策計画の基本となるべき事項

推進地域内の関係施設管理者、事業者等が定める「対策計画」に記載すべき事項

- 対策計画を作成して津波に関する防災対策を講ずべき者**
  - 津波により30cm以上の浸水が想定される区域において、
    - ・病院、劇場、百貨店等不特定多数の者が出入りする施設を管理・運営する者
    - ・石油等の製造、貯蔵、処理又は取扱いを行う施設を管理・運営する者
    - ・一般旅客運送事業者（鉄道事業者等）
    - ・学校、社会福祉施設を管理・運営する者
    - ・水道、電気、ガス、通信及び放送事業関係者
    - 等
- 津波からの円滑な避難の確保に関する事項**
- 時間差発生等における円滑な避難の確保に関する事項**
- 防災訓練に関する事項**
- 地震防災上必要な教育及び広報に関する事項**

# 首都直下地震の平時における対策

- 今後10年で達成すべき減災目標（平成26年時点）を達成するための施策を設定
  - ・ 想定される最大の死者数 : 約2万3千人から概ね半減
  - ・ 想定される最大の建築物全壊・消失棟数 : 約61万棟から概ね半減
- 円滑かつ迅速な災害応急対策、災害復旧・復興への備えとして「災害廃棄物対策」が盛り込まれている

## 首都直下地震緊急対策推進基本計画の概要

### 1. 緊急対策区域における緊急対策の円滑かつ迅速な推進の意義に関する事項

#### ○ 首都中枢機能の継続性の確保は必要不可欠

- ・ 首都中枢機能の障害は災害応急対策に大きな支障を来すおそれ
- ・ 加えて、我が国全体の国民生活や経済活動にも支障が生じるおそれ

#### ○ 予防対策・応急対策で被害を大きく減少させることが可能

- ・ 耐震化率100%で全棟棟数・死者数が約9割減、感震ブレーカー等の設置や初期消火成功率の向上等で焼失棟数・死者数が9割以上減



予防対策・応急対策の  
計画的・戦略的实施

### 2. 緊急対策区域における緊急対策の円滑かつ迅速な推進のために政府が着実に実施すべき施策に関する基本的な方針

#### (1) 首都中枢機能の確保

- ・ 首都中枢機関の業務継続体制の構築
- ・ 首都中枢機能を支えるライフライン及びインフラの維持

#### (2) 膨大な人的・物的被害への対応

- ・ あらゆる対策の大前提としての耐震化と火災対策、深刻な道路交通麻痺対策等、膨大な数の避難者・帰宅困難者等

#### (3) 地方公共団体への支援等

- ・ 国は、調査研究成果を始めとする各種情報の提供、助言等を実施

#### (4) 社会全体での首都直下地震対策の推進

- ・ 社会のあらゆる構成員が連携した「自助」「共助」「公助」による被害の軽減に向けた備え

#### (5) 2020年オリンピック・パラリンピック東京大会に向けた対応

- ・ 外国人観光客の避難誘導対策など安心して大会に参加・観戦できるよう取組強化

### 3. 首都直下地震が発生した場合における首都中枢機能の維持に関する事項

#### (1) 首都中枢機能の維持を図るための施策に関する基本的な事項

- ・ 首都中枢機能及び首都中枢機関 ~ 政治中枢: 国会、行政中枢: 中央省庁・都庁・駐日外国公館等、経済中枢: 中央銀行・企業本社等
- ・ 首都中枢機関の機能目標 ~ 発災直後においても最低限果たすべき機能目標を設定
- ・ 政府全体としての業務継続体制の構築: 非常時優先業務の実施に必要な執行体制、執務環境の確保について緊急対策実施計画に定める。
- ・ 金融決済機能の継続性の確保、企業本社等における事業継続への備え

#### (2) 首都中枢機能の全部又は一部を維持することが困難となった場合における当該中枢機能の一時的な代替に関する基本的な事項

- ・ 政府の代替拠点の検討、代替庁舎の確保等

#### (3) ライフライン及びインフラの維持に係る施策に関する基本的な事項

- ・ ライフライン及び情報通信インフラの機能目標
- ・ 施設の耐震化・多重化や早期復旧体制の整備等

#### (4) 緊急輸送を確保する等のために必要な港湾、空港等の機能の維持に係る施策に関する基本的な事項

- ・ 交通インフラの機能目標
- ・ 施設の耐震化や早期の道路路開、復旧体制の整備等

#### (5) その他

- ・ 各主体が業務継続計画を作成・見直し

### 4. 5. 6. 法に基づく各種計画に係る事項

#### 4. 首都中枢機能維持基盤整備等地区的指定及び基盤整備等計画の認定に関する基本的な事項

- ・ 首都中枢機能維持基盤整備等地区的指定の考え方（首都中枢機関の集積状況等を勘案）差別基盤
- ・ 地方公共団体が作成する基盤整備等計画の認定基準

#### 5. 地方緊急対策実施計画の基本となるべき事項

- ・ 都県知事が作成する地方緊急対策実施計画に記載すべき地震防災対策、災害応急対策・災害復旧への備え、住民の協働等の対策等

#### 6. 特定緊急対策事業推進計画の認定に関する基本的な事項

- ・ 地方公共団体が作成する特定緊急対策事業推進計画の認定基準

### 7. 緊急対策区域における緊急対策の円滑かつ迅速な推進に関し政府が講ずべき措置

#### (1) 首都中枢機能の継続性の確保 → 3. 参照

#### (2) 膨大な人的・物的被害への対応

##### ① 計画的かつ早急な予防対策の推進

- ・ 建築物、施設の耐震化の推進等
- ・ 出火防止対策、発災時の速やかな初期消火、延焼被害の抑制対策等
- ・ ライフライン等の耐震化、発災時の速やかな機能回復
- ・ 燃料の供給対策
- ・ 交通インフラ、河川・海岸堤防等の耐震化、発災時の速やかな機能回復
- ・ その他(集塵施設・原子力事業所・石油コンビナート等地区的安全確保等)

##### ② 津波対策

- ③ 円滑かつ迅速な災害応急対策、災害復旧・復興への備え
  - ・ 災害応急体制の整備
  - ・ 道路路開と道路交通渋滞対策
  - ・ 市街地火災への対応
  - ・ 救命・救助、災害時医療機能
  - ・ 膨大な数の避難者・被災者、膨大な数の帰宅困難者等
  - ・ 広域連携のための防災拠点、交通基盤の確保
  - ・ 物資の絶対的な不足に対応した物資輸送機能の確保
  - ・ 的確な情報収集・発信
  - ・ 実践的な防災訓練
  - ・ 多様な発生態様への対応
  - ・ 円滑な復旧・復興

#### ④ 各個人の防災対策の啓発活動

- ・ 適切な避難行動、車両の利用抑制、備蓄等

#### ⑤ 企業活動等の回復・維持

- ・ 事業継続計画の作成、地域貢献等

#### (3) 2020年オリンピック・パラリンピック東京大会に向けた対応等

- ・ 施設の耐震化、外国人観光客の避難誘導等

#### (4) 長周期地震動対策(中長期的対応)

- ・ 高層建築物等への影響等の専門的検討

### 8. その他

(1) 計画の効果的な推進 別途地震防災戦略・応急対策の具体計画を作成

(2) 災害対策基本法に規定する防災計画との関係

1

# 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震の平時における対策

- 今後10年で達成すべき減災目標（令和4年度時点）を達成するための施策を設定
  - ・ 想定される死者数をそれぞれ概ね8割以上減少
    - 日本海溝沿いの巨大地震 最大約19万9千人
    - 千島海溝沿いの巨大地震 最大約10万人
- 災害発生時の対応に係る事前の備えとして、「災害廃棄物対策」が盛り込まれている

## 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進基本計画の変更の概要

### 変更のポイント

#### ① 減災目標・施策・具体目標の設定

##### ○ 10年間で達成すべき減災目標を新たに設定

想定される死者数

- ・ 日本海溝沿いの巨大地震 最大約19万9千人
- ・ 千島海溝沿いの巨大地震 最大約10万人

を今後10年間でそれぞれ概ね8割減少

##### ○ 地震防災対策を進めるための様々な施策を拡充

###### < 津波対策 >

- ・ 訓練・防災教育等による早期避難への意識の向上
- ・ 避難路・避難施設等の整備・指定等の推進

###### < 地震対策 >

- ・ 住宅、学校、医療施設等の建築物の耐震化

###### < デジタル技術の活用 >

- ・ 防災情報のデータ連携のための環境整備

###### < 積雪寒冷地特有の課題への対応 >

- ・ 防寒具・暖房器具等の備蓄による、避難時の低体温症対策の推進
- ・ 避難路・避難施設等の整備での、積雪や凍結等の影響への配慮等



防寒機能付き避難タワー

##### ○ 施策の具体目標を新たに設定

- ・ すぐに避難するという意識を持つ地域住民の割合：70%
- ・ 津波避難訓練を毎年実施する市町村の割合：100%
- ・ 津波避難ビル等を指定している市町村の割合：100%
- ・ 耐震性が不十分な住宅：概ね解消（R12まで）等

#### ② 後発地震に関する情報の発信等

##### ○ 後発地震に関する情報の発信とその対応について、新たに記載

- ・ 後発地震発生の可能性が高まった場合、後発地震への注意を促す情報を気象庁が発信

→ 社会全体として、後発地震に対して注意する措置（迅速に避難するための備え等）を、1週間実施

###### 迅速に避難するための備えの例



避難時の持ち物の準備

避難経路等の確認

#### ③ 各種計画の作成方針等

##### ○ 以下の計画の作成方針等を新たに記載

- ・ 国の応急対策活動に関する「具体計画」
- ・ 自治体の津波避難対策に関する「緊急事業計画」

##### ○ 最新の科学的知見に基づく最大クラスの地震・津波を想定し、推進計画・対策計画の記載事項を見直し

# 環境省における巨大地震の検討状況①

○ 環境省（災害廃棄物対策推進検討会等）における検討状況は下表のとおり。

検討項目	南海トラフ地震	首都直下地震	日本海溝・千島海溝 周辺海溝型地震（検討中）
災害廃棄物 （発生量）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害廃棄物発生量：21,990万 t ※1</li> <li>・津波堆積物：2,457万 t ※2</li> </ul> ※火災による焼失被害は含まない  ※1令和3年度災害廃棄物対策推進検討会資料 ※2「巨大災害発生時における災害廃棄物対策のグランドデザインについて 中間取りまとめ(H26.3)」	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害廃棄物発生量：約11,000万 t</li> <li>・津波堆積物：発生しない</li> </ul> 「巨大災害発生時における災害廃棄物対策のグランドデザインについて 中間取りまとめ(H26.3)」	日本海溝モデル <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害廃棄物発生量：4,118万 t</li> <li>・津波堆積物：3,288万 t</li> </ul> 千島海溝モデル <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害廃棄物発生量：1,599万 t</li> <li>・津波堆積物：2,367万 t</li> </ul> 令和6年度災害廃棄物対策推進検討会資料
災害廃棄物 （組成）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害廃棄物</li> <li>柱角材：23,881千 t</li> <li>可燃物：19,486千 t</li> <li>不燃物：63,566千 t</li> <li>コンクリートがら：98,621千 t</li> <li>金属くず：3,417千 t</li> <li>その他：3,024千 t</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・片付けごみ</li> <li>可燃物：6,326千 t</li> <li>廃家電等：1,581千 t</li> </ul> 令和3年度災害廃棄物対策推進検討会資料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害廃棄物</li> <li>柱角材：約151万 t</li> <li>可燃物：約510万 t</li> <li>不燃物：約3,570万 t</li> <li>コンクリートがら：約6,433万 t</li> <li>金属くず：約401万 t</li> </ul> 「巨大災害発生時における災害廃棄物対策のグランドデザインについて 中間取りまとめ(H26.3)」	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害廃棄物、片付けごみ及び公物等</li> <li>柱角材：201万 t (日本)、79万 t (千島)</li> <li>可燃物：688万 t (日本)、261万 t (千島)</li> <li>不燃物：1,244万 t (日本)、485万 t (千島)</li> <li>コンクリートがら：1,704万 t (日本)、666万 t (千島)</li> <li>金属くず：101万 t (日本)、39万 t (千島)</li> <li>その他：181万 t (日本)、68万 t (千島)</li> </ul> 令和6年度災害廃棄物対策推進検討会資料

# 環境省における巨大地震の検討状況②

○ 環境省（災害廃棄物対策推進検討会等）における検討状況は下表のとおり。

検討項目	南海トラフ地震	首都直下地震	日本海溝・千島海溝 周辺海溝型地震（検討中）
処理期間 (検討条件)	3年、5年	3年	3年
仮設焼却炉の 検討	四国ブロックに処理能力合計5.0千t/日を設置 想定 令和2年度災害廃棄物対策推進検討会資料	—	北海道ブロックに27炉（150t/日・炉）設置 想定 令和6年度災害廃棄物対策推進検討会資料
処理可能量	<ul style="list-style-type: none"> <li>・焼却施設（全国合計） 一般廃棄物：17,541千t/年 産業廃棄物：2,483千t/年</li> <li>・最終処分場（全国合計） 一般廃棄物：68,334千t 産業廃棄物（安定型）：1,390千t/年 産業廃棄物（管理型）：2,724千t/年</li> <li>・セメント工場（全国合計、処理期間3年の場合） 可燃物：448千t 不燃物：2,640千t</li> </ul> 令和4年度災害廃棄物対策推進検討会資料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・焼却（溶融）処理施設（全国合計） 発災1年目（高位シナリオ） 一般廃棄物：481.8万t/年 産業廃棄物：820.6万t/年</li> <li>発災2年目以降（高位シナリオ） 一般廃棄物：522.0万t/年 産業廃棄物：902.3万t/年</li> <li>・最終処分場（全国合計） 一般廃棄物：114.8万t/年 産業廃棄物：565.1万t/年</li> </ul> 「巨大災害発生時における災害廃棄物対策のグランドデザインについて 参考資料(H26.3)」	<ul style="list-style-type: none"> <li>・焼却施設（北海道、東北、関東） 一般廃棄物：8,869千t/年 産業廃棄物：1,162千t/年</li> <li>・最終処分場（北海道、東北、関東） 一般廃棄物：35,264千t 産業廃棄物（安定型）：497千t/年 産業廃棄物（管理型）：884千t/年</li> <li>・セメント工場（北海道、東北、関東） 可燃物：145千t 不燃物：857千t</li> </ul> 令和6年度災害廃棄物対策推進検討会資料
広域処理が必要な災害廃棄物量	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中部ブロック（輸送先：関東、近畿） 不燃物：6,195千t</li> <li>・四国ブロック（輸送先：関東、近畿、中国、九州） 可燃物：2,192千t 不燃物：18,525千t</li> </ul> ※処理期間3年の場合 令和4年度災害廃棄物対策推進検討会資料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・東京都（輸送先：関東、沖縄以外の全国） 可燃物：約180万t 木くず：約150万t</li> </ul> ※東京都内のみ検討 平成27年度大規模災害発生時における災害廃棄物対策検討会	日本海溝モデル <ul style="list-style-type: none"> <li>・北海道ブロック（輸送先：関東） 不燃物：471万t</li> </ul> 千島海溝モデル <ul style="list-style-type: none"> <li>・北海道ブロック（輸送先：関東） 不燃物：13万t</li> </ul> 令和5年度災害廃棄物対策推進検討会資料

## 環境省における巨大地震の検討状況③

○ 環境省（災害廃棄物対策推進検討会等）における検討状況は下表のとおり。

検討項目	南海トラフ地震	首都直下地震	日本海溝・千島海溝 周辺海溝型地震（検討中）
広域処理 に必要な リソース	<ul style="list-style-type: none"> <li>中部ブロック（輸送先：関東、近畿） 鉄道：1日1往復（12ftコンテナ110基編成） 車両：1,143台（10tダンプトラック）</li> <li>四国ブロック（輸送先：関東、近畿、中国、九州） 鉄道：1日1往復（12ftコンテナ110基編成） 船舶：ガット船20隻、押船・土運船5隻 車両：3,079台（10tダンプトラック）</li> </ul> ※処理期間3年の場合  令和4年度災害廃棄物対策推進検討会資料	<ul style="list-style-type: none"> <li>東京都（輸送先：関東、沖縄以外の全国） 鉄道：16列車/日（12ftコンテナ100基編成） 船舶：66隻（499型貨物船） 車両：約23,000台（10tダンプトラック）</li> </ul> ※東京都内のみ検討 発災後1～2.5年のリソースを想定  平成27年度大規模災害発生時における災害廃棄物対策検討会	日本海溝モデル <ul style="list-style-type: none"> <li>北海道ブロック（輸送先：関東） 船舶：ガット船20隻、押船・土運船4隻</li> </ul> 千島海溝モデル <ul style="list-style-type: none"> <li>北海道ブロック（輸送先：関東） 船舶：ガット船1隻</li> </ul> 令和5年度災害廃棄物対策推進検討会資料
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>柱角材、コンクリートがらの再利用方法の検討</li> <li>空き家対策による災害廃棄物の抑制検討等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>仮置場必要面積と仮置場候補地の検討等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>柱角材、コンクリートがらの再利用方法の検討</li> <li>空き家対策による災害廃棄物の抑制検討等</li> </ul>

---

**廃棄物処理法に基づく基本方針・  
大規模災害発生時における災害廃棄物対策行動指針**

---



## 廃棄物処理法に基づく基本方針（平成28年1月追加）

### 【抜粋】 五 非常災害時における前二号に掲げる事項に関する施策を実施するために必要な事項

#### 2 災害廃棄物対策に係る各主体の役割

##### （1）市町村の役割

市町村は、生活環境の保全と公衆衛生上の支障の防止の観点から、災害廃棄物を含む域内の一般廃棄物についての処理責任を有しており、平時から、災害対応拠点の視点からの施設整備や関係機関・関係団体との連携体制の構築、災害廃棄物処理に係る訓練等を通じて、非常災害時にも対応できる強靱な廃棄物処理体制の整備を図る。その際、国が策定する廃棄物処理施設整備計画、災害廃棄物対策指針及び大規模災害発生時における災害廃棄物対策行動指針等を十分踏まえながら、都道府県が策定する災害廃棄物処理計画、災害対策基本法に基づく地域防災計画その他の防災関連指針・計画等と整合を図りつつ、各地域の実情に応じて、非常災害に備えた災害廃棄物対策に関する施策を一般廃棄物処理計画に規定するとともに、非常災害発生時に備えた災害廃棄物処理計画を策定し、適宜見直しを行うものとする。

非常災害時には災害廃棄物処理計画に基づき被害の状況等を速やかに把握し災害廃棄物処理 実行計画を策定するとともに、被災地域に存在する資機材、人材、廃棄物処理施設や各市町村が平時に搬入している最終処分場を災害廃棄物処理に最大限活用し、極力域内において災害廃棄物処理を行うものとする。大規模災害時においては、災害対策基本法に基づく国の処理指針や都道府県の実行計画等も踏まえ、広域的連携体制のもとで域内の災害廃棄物の処理を行う。また、被災市町村に対して資機材や人材の応援、広域的な処理の受入れ等の支援を積極的に実施するものとする。 ⇒次ページへ続く

## 廃棄物処理法に基づく基本方針（平成28年1月追加）

### （2）都道府県の役割

都道府県は、市町村が行う災害廃棄物対策に対する技術的な援助及び域内の被害の状況等により災害廃棄物処理に関する事務の一部を実施することも考えられるため、平時から、通常起こりうる災害から大規模な災害までを想定した事前の備えについて、災害廃棄物の適正処理、そのために必要な体制及び処理施設の整備、さらには都道府県域を越えた広域的な対応のための円滑な連携といった観点から、関係機関・関係団体との連携を進めるものとする。その際、国が定める廃棄物処理施設整備計画、災害廃棄物対策指針及び大規模災害発生時における災害廃棄物対策行動指針を十分踏まえながら、災害対策基本法に基づいて策定される地域防災計画その他の防災関連指針・計画等と整合を図りつつ、各地域の実情に応じて、災害廃棄物処理計画の策定又は見直し、区域内の市町村の災害廃棄物処理計画の策定への支援を行うものとする。

非常災害時には、域内の被害状況を踏まえ、関係機関・関係団体との連絡調整を積極的に図りながら災害廃棄物の処理のための実行計画を必要に応じて速やかに策定するとともに、市町村等の関係機関・関係団体と連携して域内の処理全体の進捗管理に努めるものとする。大規模災害時には国の処理指針も踏まえ、速やかに実行計画を策定するとともに、災害廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理に向け、全体の進捗管理と必要に応じた市町村からの事務委託に基づく災害廃棄物処理を含め、被災市町村に対する支援を行うものとする。

## 廃棄物処理法に基づく基本方針（平成28年1月追加）

### （3）国の役割

国は、大規模災害時に発生する災害廃棄物の処理や、その処理に向けた事前の備えにおいて、司令塔機能を果たすものとする。事前の備えとしては、全国及び地域ブロック単位において、国、地方公共団体、事業者及び専門家等の関係者の連携体制の整備を図るものとする。特に、地域ブロック単位での連携・協力体制を強化するため、大規模災害発生時における災害廃棄物対策行動指針を策定するとともに、環境省地方環境事務所が中心となり、地域ブロック単位での大規模災害への備えとしての大規模災害発生時における災害廃棄物対策行動計画の策定等を進めるものとする。さらに、複数の地域ブロックにまたがる広域的連携体制を構築するなど、地域ブロック間の連携も促進する。非常災害発生時には、地方環境事務所が地域の要となり、災害廃棄物対策について被災自治体等の支援等を行うものとする。また、大規模災害※発生時には、災害対策基本法に基づき速やかに処理指針を策定し、全体の進捗管理を行うとともに、必要に応じて廃棄物処理特例地域を指定し、廃棄物処理特例基準を定めるものとする。さらに、地方公共団体の連携・協力のみでは円滑かつ迅速に災害廃棄物処理を行うことが困難な場合であり災害対策基本法に規定する要件に該当する場合には、国による代行処理を実施するものとする。

※著しく異常かつ激甚な非常災害であって、当該災害による生活環境の悪化を防止することが特に必要と認められるもの（東日本大震災やそれを超える規模の大規模災害）

## 廃棄物処理法に基づく基本方針（平成28年1月追加）

### （3）国の役割

#### イ 事業者及び技術専門家の役割

災害廃棄物処理に関連する事業者及び技術専門家は、平時から、災害廃棄物処理に係る技術の集約、検証及び継承に努め、地方公共団体等における計画策定等や国民への情報発信等に重要な役割を果たすとともに、非常災害発生時においては、それぞれの役割に応じた対応を行い、適正かつ円滑・迅速な災害廃棄物処理を促進するよう努めるものとする。大量の災害廃棄物を排出する可能性がある事業者や、非常災害時に危険物、有害物質等を含む廃棄物を排出する可能性のある事業者は、その所有する施設等から発生する災害廃棄物を、主体的に処理するよう努めるものとする。

#### ロ 大学・研究機関等専門家の役割

廃棄物処理分野に携わる大学・研究機関や民間コンサルタント等の専門家は、災害廃棄物処理に係る最新の科学的・技術的知見や過去の経験が効果的かつ継続的に集積され、それらが十分活用されるよう、国及び地方公共団体に対して必要な協力を行うものとする。また、発災後に重要となる廃棄物量の推計に係る方法論や、被災した市町村への支援の在り方等の検討の精緻化・深化に関して、平時から継続的に重要な役割を果たすよう努めるものとする。

# 大規模災害発生時における災害廃棄物対策行動指針（平成27年11月策定）

## 【抜粋】 第2編 関係者の役割・責務について

### 第1章 基本的な考え方

- ① 災害廃棄物の処理は市町村が行う固有事務として位置付けられている。したがって、被災市町村は、被災地域に存在する資機材、人材、廃棄物の中間処理施設や最終処分場を可能な限り災害廃棄物処理に活用するなど、極力自らの地域内において処理を行うとの主体性が求められる。
- ② 他方、東日本大震災時の宮城県や岩手県の処理の例を踏まえれば、大量の災害廃棄物が発生する大規模災害時には、被災地域のみで円滑かつ迅速に処理を行うことは極めて困難であり、市県境を越えた広域的な協力・連携の下での処理が必須となる。そのため、被災市町村又は被災都道府県からの要請に応じて、被災しなかった又は被災の程度が軽かった地方自治体には、資機材や人材の提供、広域的な処理の受入れ等に積極的に協力することが求められる。
- ③ このため、大規模災害時には、被災した事業者の主体的な処理も促しつつ、まずは、被災市町村における処理、次いで非被災市町村及び事務委託を受けた都道府県が主体となって行う処理など当該都道府県内での処理、さらには地域ブロックでの広域処理、そして複数の地域ブロックにまたがる広域的な処理を、それぞれ被災の状況及びその地域の処理能力に応じて適切に組み合わせた上で、円滑かつ迅速な処理を補完する観点からの国による代行処理の実施という重層的な対応とすることが基本となる。

## 大規模災害発生時における災害廃棄物対策行動指針（平成27年11月策定）

- ④ また、災害廃棄物処理に係る対策の実務は、民間廃棄物処理事業者の保有する既存の廃棄物処理施設の活用を始め、民間事業者の果たす役割が大きく、処理の円滑かつ迅速な実施には、様々な分野の民間事業者の能力が最大限に発揮されることが極めて重要となる。
- ⑤ これら重層的な対応を行うためには、政府、地域ブロック、都道府県及び市町村という各層内及び各層間において、主体となるべき行政機関が他の関係行政機関や事業者、専門家等と平時から連携・協力関係を構築し、発災後にはその関係を活用して関係者が一丸となって、被災しなかった地域も含めた“オールジャパン”での対応によって処理に当たることが重要である。
- ⑥ そのためには、国のリーダーシップのもと、平時からの広域での連携・協力体制を構築することが重要である。国が中心となって、平時から地域ブロック単位での行政のみならず民間事業者を含む関係者の連携・協力体制、さらには地域ブロック間での連携体制を構築し、各ブロックにおける実効性の高い災害廃棄物対策のための行動計画の策定を推進することによって、地域ブロック内の関係者が協力して発災後の広域的な処理に備えることが必要である。なお、広域的な連携協力の範囲や内容は、実際に発生した大規模災害の態様、影響等を十分に踏まえ、発災後に改めて柔軟に見直し、対応されることが必要である。

## 大規模災害発生時における災害廃棄物対策行動指針（平成27年11月策定）

- ⑦ また、大規模災害時において、平時とは全く異なる仕組みによって災害廃棄物処理を行うことを想定した場合、発災後においても、被災地域では住民生活による生活ごみ、し尿が排出され続けるため、災害時の緊急的な仕組みと平時の仕組みが併存することによる混乱が懸念される。何より、数十年、数百年に一度の大規模災害の際にのみ適用される災害廃棄物処理の仕組みを整備するだけでは、実際の大規模災害時にその仕組みが十分に機能しないおそれが極めて高い。さらに、通常規模の災害時から大規模災害時まで災害の規模に応じて対応すべき主体や体制は異なるものの、必要な対応は切れ目のないように行われるべきとの観点からも、実効性が高い平時の仕組みを基礎としつつ、通常規模の災害時における災害廃棄物処理に係る知見・教訓を踏まえた対応としていくことが重要である。